

(山陰信販株式会社 保証用)

【JA バンクカードローン債務保証委託約款】

借主は、次の各条項を承認のうえ、借主が島根県農業協同組合（以下「組合」という。）の JA バンクカードローン融資約款（以下同約款に係る契約を「カードローン契約」という。）に基づいて組合に対して負担する債務についての連帯保証を山陰信販株式会社（以下「保証会社」という。）に委託します。また、借主と組合との間のカードローン契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

第 1 条（保証委託の範囲）

1. 借主が保証会社に委託する保証の範囲はカードローン契約に基づき借主が組合に対し負担する当座貸越元金、利息、損害金その他一切の債務（以下「被保証債務」という。）の全額とします。
2. 前項の保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をなし、これに基づいて借主が組合とカードローン契約に係る取引を開始したときに成立するものとします。
3. 被保証債務の内容は、カードローン契約（これに附帯するカード規定を含む）の各条項によるものとします。

第 2 条（保証の解約等）

借主は、借主と組合との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、被保証債務または保証会社に対する債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合、または借主が本契約第 10 条（反社会的勢力の排除）第 1 項もしくは第 2 項の表明・確約に違反した場合は保証会社において次の措置をとることがあっても異議を申しません。

- ① 組合に対しカードローン契約に係る貸越極度額の減額を申し入れること。
- ② 組合に対しカードローン契約に基づく借主への貸越の中止を申し入れること。
- ③ 本契約を解約すること。

第 3 条（担保の提供）

借主の資力並びに信用等に著しい変動が生じたときは、借主は、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した連帯保証人をたてまたは相当の担保を差入れます。

第 4 条（代位弁済）

1. 借主が組合に対する債務の履行を遅滞したため、または組合に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が組合から保証債務の履行を求められたときは、借主は、保証会社が借主に対して何ら通知、催告を要せず、組合に対し、被保証債務の全部または一部を弁済することに同意します。
2. 保証会社の前項の弁済によって組合に代位する権利の行使に関しては、借主が組合との間で締結するカードローン契約のほか、本約款の各条項が適用されることに同意します。

第 5 条（求償権の範囲）

保証会社が前条により代位弁済したときは、借主は保証会社に対しその弁済額、弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済する日までの年 14.6%の割合（閏年は 1 年を 366 日とする日割計算）による遅延損害金並びにこれらの金額を請求するために要した費用を支払います。

第 6 条（求償権の事前行使）

1. 借主について次の各号の一つにでも該当したときは、保証会社は代位弁済前であっても通知催告を要せず、何ら担保の提供をすることなく借主に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、借主は直ちにこれを支払うものとします。ただし、借主がすでに被保証債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。

- ① カードローン契約第 9 条（期限前の全額返済義務）第 1 項各号または同条第 2 項各号の一

つにでも該当したとき

② 本契約第 10 条（反社会的勢力の排除）第 1 項に定める暴力団員等もしくは同項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項もしくは第 2 項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、保証会社が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき

③ 保証会社に対する他の債務について期限の利益を喪失したとき

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、借主は、民法第 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第 7 条（弁済の充当順序）

借主の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できるものとします。なお、借主が保証会社に対し、本契約に基づく求償債務のほかに他の債務を負担している場合に、借主の弁済額が債務総額を消滅させるに足りないときも同様とします。

第 8 条（調査、報告）

1. 借主の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、借主は、直ちに保証会社に対して書面によって通知をし、保証会社の指示に従います。

2. 借主が前項の通知を怠ったため、保証会社が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

3. 保証会社から請求があったときは、借主は、財産、経営等に関して直ちに保証会社に対して報告し、保証会社の指示に従います。

4. 保証会社が、借主について、その財産、収入、信用等を調査しても借主は、何ら異議を申しません。

第 9 条（費用の負担）

保証会社が本約款第 4 条（代位弁済）または第 6 条（求償権の事前行使）により取得した権利の保全もしくは行使に要した費用および本契約から生じたいっさいの費用は借主が負担します。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 本約款第6条（求償権の事前行使）第1項第2号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は、保証会社は何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第11条（保証委託の期間）

本契約に基づく保証委託の期間は、借主が組合との間に締結したカードローン契約の取引期間と同一としますが、同契約の取引期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長されます。ただし、借主の年齢が組合と保証会社の定めた取引上限年齢に到達した日から最初に到来する期間満了日を超えて本契約の更新はしないものとします。

第12条（本約款の変更）

借主は、保証会社が民法第548条の4の規定に基づき本約款を変更する場合には、効力発生時期を定め、インターネットその他の適切な方法で周知したうえで変更することに合意します。

第13条（管理回収業務の委託）

保証会社は、借主に対して有する債権の管理回収について法務大臣の許可を得たサービス会社に委託することができるものとします。

第14条（債権の譲渡）

保証会社は、借主に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第15条（管轄の合意）

借主は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、借主の住所地および保証会社の本社所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(2020年12月1日 改定)